

令和7年度 いじめ防止プログラム

群馬県立板倉高等学校

月	いじめ未然防止の取組 （生徒対象）	いじめ早期発見の取組 （生徒及び保護者対象）	いじめ防止対策委員会 （教職員の取組）	校内研修 （教職員の取組）
4月	・新入生オリエンテーション（9日） ・全校集会における、学校いじめ防止基本方針、いじめ防止対策委員会及び相談窓口の説明（9日） ・生徒主体のいじめ防止活動年間計画の作成（初旬） ・いじめ防止ポスターの掲示（中旬） ・情報モラル教室（28日） 登校時あいさつ運動は生徒会を中心に年間を通じて火、木曜日に行う。（試験期間を除く）	・学校内外の相談窓口の周知（初旬） ・二者面談事前アンケート（9日） ・二者面談フォローUP（22～5/2日） ・スクールカウンセラー面談（9、24日） ・教育相談日より発行（30日）	・全校集会での説明及び指導 ・二者面談事前アンケート結果の分析 ・スマホ利用ルールに係るLHRの内容検討 ・いじめ防止強化月間における活動の検討 ・校内研修内容の検討 生徒指導主事による登校時指導は年間を通じて毎日行う。 把握したいじめ事案への対応及び指導・支援を要する生徒への対応は、年間を通じて行う。	・校内研修①〔いじめ防止対策推進法及び学校いじめ防止基本方針の周知〕〔いじめの認知に係る共通理解〕（初旬） ・校内研修②〔自死に係る対応、マニュアルの活用〕（初旬） ・カウンセリング報告 ・専門アドバイザー通信
5月 【いじめ防止強化月間】	・のぼり旗の設置 ・生徒総会におけるいじめ防止宣言、生徒主体のいじめ防止活動年間計画の説明（15日：生徒総会） ・目安箱の意見収集①	・心理検査2年 i-Check（1日） ・心理検査1年 スタート（1日） ・スクールカウンセラー面談（7、22日）	屋休みの校内巡視は年間を通じて不定期に行う。 ・人間関係に関するアンケートの内容検討	・カウンセリング報告 ・専門アドバイザー通信
6月	・こころの教育事業：1年（4日）「ストレスのメカニズムを知って、高校生活をよりよく過ごそう」 ・自己理解のためのアンケート（4日）	・いじめや悩みに関するアンケート（2日） ・フォローUP（9～13日） ・防犯講話、LHR（未定） ・スクールカウンセラー面談（4、18日）	・いじめや悩みに関するアンケート結果分析	・カウンセリング報告 ・専門アドバイザー通信
7月	・スマホマナーアップ週間（7～11日） ・地域ボランティア①（中旬）	・三者面談（23～29日） ・リーフレット「いま、悩んでいる君へ」配布（終業式） ・スクールカウンセラー面談（18日）	・夏季休業前の全体指導	・カウンセリング報告 ・専門アドバイザー通信
8月				
9月	・こころの教育事業：2年（3日）「自己肯定感を高めてより良い人間関係を作ろう」 ・自己理解のためのアンケート（3日） ・いじめ防止フォーラム事前準備 ・スマホマナーアップ週間（29～10/3日）	・二者面談事前アンケート（1日） ・二者面談フォローUP（3～16日） ・教育相談日より発行（9日） ・スクールカウンセラー面談（3、17日）	・二者面談事前アンケート結果の分析 ・いじめ防止フォーラム事前指導	・カウンセリング報告 ・専門アドバイザー通信
10月	・こころの教育事業：3年（8日）「ストレス耐性を強くして、魅力的な大人になろう」 ・自己理解のためのアンケート（8日） ・いじめ防止フォーラム参加（15日）	・スクールカウンセラー面談（8、20日） ・「SNSに頼らない人間関係づくり」の内容検討		・カウンセリング報告 ・専門アドバイザー通信
11月	・いじめ防止フォーラム成果報告（初旬） ・人権教育（19日） ・人権について考えるアンケート（19日） ・「SNSに頼らない人間関係づくり」（19日）	・いじめや悩みに関するアンケート（4日） ・フォローUP（10～14日） ・スクールカウンセラー面談（5、28日）	・いじめ防止強化月間における活動の検討 ・いじめや悩みに関するアンケート結果分析	・校内研修③〔いじめや自殺予防に係る校内研修〕（28日） ・カウンセリング報告 ・専門アドバイザー通信
12月 【いじめ防止強化月間】	・のぼり旗の設置 ・スマホマナーアップ週間（8～12日） ・人権について考えるアンケートフィードバック（生徒会より） ・地域ボランティア②（中旬） ・目安箱の意見収集②	・スクールカウンセラー面談（12日）	・校内いじめ防止標語、ポスターコンクールの内容検討 ・冬季休業前の全体指導	・カウンセリング報告 ・専門アドバイザー通信
1月	・いじめ防止等の取組状況に係る調査（中旬：生徒対象）	・いじめ防止等の取組状況に係る調査（中旬：保護者対象） ・教育相談日より発行（16日） ・スクールカウンセラー面談（9、28日） ・いじめや悩みに関するアンケート（19日） ・フォローUP（26～30日）	・いじめ防止等の取組の評価に係る調査の内容検討	・カウンセリング報告 ・専門アドバイザー通信
2月		・スクールカウンセラー面談（26日）	・いじめや悩みに関するアンケート結果分析 ・いじめ防止等の取組状況に係る調査結果分析	・カウンセリング報告 ・専門アドバイザー通信
3月	・次年度の生徒主体のいじめ防止活動年間計画の策定		・今年度の活動の総括と次年度に向けたプログラムの見直し ・春季休業前の全体指導	・カウンセリング報告 ・専門アドバイザー通信

※ 上記取組のうち、「いじめ防止等の取組状況に係る調査（生徒向け及び保護者向け）」については、調査項目の一部について、その達成状況を学校評価の評価項目に含めることとする。

※ 学校いじめ防止プログラムについては、「いじめ防止等の取組状況に係る調査（生徒向け及び保護者向け）」結果等を踏まえ、年度末に総括を行い、次年度に向けた見直しを図ることとする。